

お問い合わせは

役 場 ☎388-1111
南 事 務 所 FAX387-5816
北 事 務 所 ☎387-6266
福 健 康 セ ン タ ー ☎388-7171
中 央 公 民 館 ☎388-3231
(町体育協会事務局)

松枝公民館 ☎387-0156
下羽栗会館 ☎387-2360
総合会館 ☎387-8432
福 社 会 館 ☎387-1121
町社会福祉協 議 会 ☎387-5332



<http://www.kasamatsu-keiba.com/>

飛騨シリーズ

1日(金) 第28回中日スポーツ杯岐阜金賞(SP)

菊花シリーズ

11日(祝) ミルクカップ特別

12日(火)

13日(水) 第32回ジュニアクラウン(SP)

白菊特別(指定交流)

14日(木) 東海グローリ

15日(金) 中京スポーツ杯第5回スプリント(SP)

(指定交流) JRA所属ジョッキー・馬が参戦!

ホームページにてレース映像配信実施中

NTTドコモ「FOMA」ライブ中継配信

秋の行政相談週間

10月18日(月)~24日(日)

皆さんは、毎日の暮らしの中で、国の行政機関やN T T、道路公団など特殊法人の仕事に対して苦情や要望をお持ちになったことはありませんか?

町では、岩田修さん(宮川町57 ☎387・3718)が総務大臣から委嘱されその解決と実現を図っています。

自宅で随時相談に応じています。

また、今月は通常相談以外に20日(水)、21日(木)に行われる特別町民合同相談でも相談に応じます。秘密は固く守られますので、お気軽に相談ください。

また、総務省岐阜行政評価事務所(岐阜市金竜町5の13 岐阜合同庁舎、行政苦情110番 ☎264・1100)でも随時行政相談に応じています。

特別町民合同相談

区 分	相 談 員	相 談 日	時 間	場 所	内 容
法 律 相 談	弁 護 士	20日(水)	午前10時 ~ 午後3時	福祉会館	取引・離婚などの法律的なこと
悩みごと相談	悩みごと相談員	21日(木)			家庭内・近隣の悩みごと
行 政 相 談	行政相談委員・ 岐阜行政評価事務所職員	20日(水) 21日(木)			国の行政機関やN T Tなどの特殊法人の仕事に対する要望・苦情
人 権 相 談	人権擁護委員・ 法 務 局 職 員				いやがらせ・名誉毀損など
心配ごと相談	民生児童委員				家庭内・近隣の心配ごと

法律相談のみ予約制です。

法律相談を希望されるかたは、10月12日(火)までに電話で秘書広報課秘書係(内線205)へお申し込みください。

時間の都合により、相談は7人までとし、定員を超える場合は抽選となります。

【問合先】 税務課内線 112

されません。

で、年の途中で家屋を取り壊しても、その年の固定資産税額は変更されません。

1月1日現在で課税されますので、

「家屋取壊届出書」は、役場一階税務課にあります。

できます。

「家屋取壊届出書」を提出していただきます。

取り壊した家屋を台帳から抹消する手続きが必要となります。

手続は、その家屋の所有者から

「家屋取壊届出書」を提出していただきます。

税が課税されます。

取り壊した家屋を台帳から抹消する手続きが必要となります。

手続は、その家屋の所有者から

「家屋取壊届出書」を提出していただきます。

税が課税されます。

取り壊した家屋を台帳から抹消する手続きが必要となります。

必要でしょうか。

税金の関係で何か手続きが必要でしょうか。



このコーナーでは、日ごろ町民の皆さんから役場へ寄せられる質問・意見などを回答とともに紹介します。